

静岡地方最低賃金審議会

第 391 回静岡地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 6 月 28 日（金）午前 10 時 00 分～午前 10 時 55 分
- 2 場 所 静岡地方合同庁舎 4 階共用大会議室
- 3 出席者
 - 【委 員】公益代表委員 丹羽委員、畑委員、本庄委員、柳川委員
 - 労働者代表委員 内山委員、坂部委員、丸山委員
 - 使用者代表委員 梶本委員、鈴木委員、藤田委員、松岡委員
 - 【事務局】静岡労働局 笹労働局長、神田労働基準部長、横山賃金室長、
河合賃金室長補佐、佐藤賃金指導官、重信専門監督官
- 4 議 事
 - (1) 静岡地方最低賃金審議会運営規程等について
 - (2) 静岡県最低賃金の改正決定について（諮問）
 - (3) 静岡県最低賃金専門部会の設置について
 - (4) 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について
 - (5) 静岡地方最低賃金審議会審議日程について
 - (6) その他
- 5 配付資料
 - 資料番号 1 静岡地方最低賃金審議会第 55 期委員名簿
 - 資料番号 2 静岡地方最低賃金審議会運営規程
 - 資料番号 3 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版（抜粋）
 - 資料番号 4 経済財政運営と改革の基本方針 2024（抜粋）
 - 資料番号 5 静岡県の企業短期経済観測調査結果（2024 年 3 月調査）
 - 資料番号 6 最近の静岡県金融経済の動向（2024 年 6 月）
 - 資料番号 7 毎月勤労統計調査 令和 5 年地方調査結果
 - 資料番号 8 毎月勤労統計調査地方調査結果（令和 6 年 3 月分）
 - 資料番号 9 静岡県内の最近の雇用情勢（令和 6 年 5 月分）

- 資料番号 10 主要職種別求人賃金状況（令和 5 年度）
- 資料番号 11 令和 6 年春季賃上げ要求・妥結速報（5 月 7 日現在）
- 資料番号 12 静岡県内政令指定都市の消費者物価指数（令和 5 年度平均）
- 資料番号 13 B ランク道府県別標準生計費の推移
- 資料番号 14 静岡県最低賃金（地域別最低賃金）改正の推移
- 資料番号 15 最低賃金に関する実態調査の概要
- 資料番号 16 中小企業支援の概況
- 資料番号 17 歴史的な物価高騰と過去最長の実質賃金低下のもとで最低賃金 1500 円以上への引上げと全国一律制を求める要請書（全労連東海北陸地方協議会）
- 資料番号 18 静岡県最低賃金の引き上げと最低賃金審議会の公正な運営を求める要請書（静岡県労働組合評議会）
- 資料番号 19 最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明（静岡県弁護士会）
- 資料番号 20 「静岡県最低賃金」の改正審議日程（案）
- 資料番号 21 令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安について（諮問）（写）
- 配付物 ○リーフレット「「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が策定されました。～物価に負けない賃上げには、労務費が転嫁された取引が必要～」
 - パンフレット「令和 6 年度業務改善助成金のご案内」
 - リーフレット「令和 6 年度業務改善助成金の一部変更のお知らせ」
 - パンフレット「最低賃金引き上げに伴う支援を強化しています」
 - リーフレット「静岡働き方改革推進支援センターが、事業主の皆様を無料でご支援いたします。」
 - パンフレット「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策」
 - リーフレット「賃金引き上げ特設ページを公開中」
 - パンフレット「賃金引き上げ取組事例集」

6 議事内容

事務局（佐藤賃金指導官）

ただいまから、第 391 回静岡地方最低賃金審議会を開催いたします。

私は、今年 4 月から賃金指導官を拝命致しました佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本会議は公開となっており、本日 6 名の傍聴人の方がいらっしゃっております。傍聴人の方々は審議の妨げにならないよう御協力をお願いいたします。

また、報道の方へお願いいたします。カメラ撮りにつきましては、頭撮りと局長のあいさつ、会長のあいさつ、そして諮問文の手交時のみとさせていただきますので、円滑な議事の進行に御協力のほど、よろしくお願いいたします。

頭撮りはよろしいでしょうか。

報道関係者、撮影

次に、本日の委員の出席状況について御報告申し上げます。本日は、公益代表委員 4 名、労働者代表委員 3 名、使用者代表委員 4 名の、計 11 名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に基づく、委員の 3 分の 2 以上、又は、公益・労働者・使用者それぞれの代表委員の各 3 分の 1 以上の出席の定足数を満たしており、本会議が有効に成立していることについて、御報告申し上げます。

会議に先立ちまして、お配りした資料等を御確認ください。

資料一覧読み上げ

また、資料とは別に、

- ・ リーフレット「「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が策定されました。～物価に負けない賃上げには、労務費が転嫁された取引が必要～」
- ・ パンフレット「令和 6 年度 業務改善助成金のご案内」
- ・ リーフレット「令和 6 年度 業務改善助成金の一部変更のお知らせ」
- ・ パンフレット「最低賃金引き上げに伴う支援を強化しています」
- ・ リーフレット「静岡働き方改革推進支援センターが、事業主の皆様を無料でご支援いたします。」
- ・ パンフレット「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策」
- ・ リーフレット「賃金引き上げ特設ページを公開中」
- ・ パンフレット「賃金引き上げ取組事例集」

以上を配布させていただいておりますので御確認ください。

それでは、審議会開催にあたり静岡労働局長より御挨拶申し上げます。

笹労働局長

みなさまおはようございます。

本日は、業務御多忙の中、また、足元の悪い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。静岡労働局長の笹でございます。

本年度、最初の静岡地方最低賃金審議会の開催にあたり、一言御挨拶させていただきます。

皆様方におかれましては、日頃より静岡労働局の行政運営の推進につきまして、多大なる御支援と御理解をいただき、この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。

日本銀行静岡支店の直近の公表資料によりますと、「県内の景気は、一部に弱めの動きもみられるが、緩やかに回復している。」とされています。しかし、本日、労働局が公表いたします、県内の雇用情勢につきましては、有効求人倍率季節調整値は 40 か月連続で

一倍台を維持しているものの、5月は1.11倍と、数か月続けて下落しており、人材不足との事業主の声は多い反面、原材料、輸送費などあらゆる物の価格の高止まりなどを背景に求人差し控える動きもみられ、引き続き、これらの動きを注視していく必要があると考えております。

こうした情勢の中、政府が掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」これらの実現に向け、静岡労働局におきましては、「パートナーシップ構築宣言」に基づく、企業間の適正な取引を推奨し、労務費等の価格転嫁、年収の壁による就業調整の抑止、業務改善助成金をはじめとした各種支援施策の活用促進に向け、社会全体として取り組む課題として関係団体等に呼びかけ、取り組みを進めております。

さて、最低賃金の審議でございますが、今年度は、去る6月21日、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」、所謂「骨太の方針」に政府としての考え方が示されたところです。一部を紹介いたしますと、「昨年を上回る今春闘における賃上げの流れを今後も持続し、物価上昇を上回る賃上げの定着させるため、賃上げ支援を強力に推進する。最低賃金について、今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっきりと議論いただく。」とされております。更に、今後について触れて、「労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業承継やM&Aの環境整備に取り組む。地域間格差の是正を図る。」と示されました。

なお、最低賃金の議論に限らず、賃金等の世界水準を目指すには、各方面の努力が必要になると考えております。生産性向上に向けた「リ・スキリング」など働き方や意識の改革も必要であると考えており、静岡労働局としましては、県内企業の多くを占める中小零細企業の状況を踏まえつつ支援策を十分に活用していくこととしております。

本審議会におかれましては、こうした状況を考慮いただきながら御審議を賜りたく、本日、静岡県最低賃金の改正決定について諮問させていただきたいと思っております。本年度も、静岡地方最低賃金審議会の円滑な運営に対しまして、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（佐藤賃金指導官）

今年度は、昨年度に引き続き、第55期の委員の皆様にお集まりいただいております。

お配りした資料のうち、資料番号1「静岡地方最低賃金審議会第55期委員名簿」を御確認いただければと思います。それではこれより、名簿順に委員の御紹介をさせていただきます。

名簿順に紹介

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

神田労働基準部長、横山室長、河合賃金室長補佐、重信専門監督官、
小林賃金調査員

以上で事務局を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今年度は第55期委員による2年目となります。会長につきましては昨年度互選により、畑会長をお願いをいたしております。引き続き本年もよろしくお願いいたします。

それでは、今後の進行につきましては、畑会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

公益代表委員（畑会長）

皆様、おはようございます。常葉大学の畑でございます。本日は雨が降りしきる中お集まりくださいまして、誠にありがとうございます。

日本では、昨年度後半以降、消費者物価が毎月前年同月比2%台ないし3%台の上昇が続いておりまして、最低賃金への関心も高まっております。それゆえ、この審議会の役割も一層大きなものになっていると言えます。私、昨年度に引き続きこの審議会の座長を務めさせていただきますが、皆様からの率直な御意見を伺いながら、審議を進めてまいりたいと存じますので、御協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

それでは、お配りの会議次第に従い、議事を進めてまいります。

最初の議題である「静岡地方最低賃金審議会運営規程」についてです。当審議会は、最低賃金審議会令及びお手元に配布してあります資料番号2「静岡地方最低賃金審議会運営規程」により運営したいと思っております。昨年から変更がございませんので、読み上げを省略しますが、何か御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

出席委員、異議なし

了承を得ましたので、この運営規程により進めてまいります。
次の議題、「静岡県最低賃金の改正決定について（諮問）」です。
事務局からお願いします。

事務局（佐藤賃金指導官）

それでは、静岡県最低賃金改正決定について諮問を行います。静岡労働局長より会長へ

諮問文をお渡しいたします。

諮問文を会長に手交（局長）
各委員に写しを配付

公益代表委員（畑会長）

それでは事務局は諮問文を読み上げてください。

事務局（佐藤賃金指導官）

では、諮問文を読み上げさせていただきます。

諮問文を読み上げ

公益代表委員（畑会長）

事務局から諮問の趣旨及び、資料の説明をしてください。

事務局（横山賃金室長）

それでは、諮問の趣旨の説明をさせていただきます。諮問の趣旨説明の後、資料の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

地域別最低賃金につきましては、実効性を確保する視点から、賃金、物価水準、経営状況等の動向に対応して適宜改正を行う必要がございます。ここ数年の経過といたしまして、資料番号 14「静岡県最低賃金（地域別最低賃金）改正の推移」を御覧ください。平成 28 年に示された、「最低賃金について、年率 3%程度を目途に、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が 1000 円となることを目指す」との政府方針以降、静岡県においても対前年比で、3%を超える引き上げが続きました。昨年度も皆様の丁寧かつ真摯な御審議のもと、40 円、約 4.24%引き上げ、984 円の答申をいただきました。最近の県内の状況につきましては、後ほど説明いたします資料を入れさせていただきましたが、本年は、近年の電力、原材料費の上昇、国際情勢の影響、円安、物価高、人手不足等による影響を受ける中、春闘による賃金交渉においては、昨年にも増して、大幅な賃上げ決着が続いている状況にあります。今後も最新のデータなどを用意いたしますが、地域経済等の動向、地域労働者の賃金の推移等を総合的に勘案し、本年度も、静岡県最低賃金の改正について、御審議をいただく必要があると判断いたしまして、ただ今、静岡労働局長より改正決定についての諮問をさせていただきました。

審議にあたりましては、最低賃金決定の 3 要素、生計費、賃金、企業の支払い能力をもとに御審議いただくこととなりますが、併せて参考としていただきたいものとして、中央最低賃金審議会から示される目安がございます。本年の目安については、資料番号 21「令和 6 年度地域別最低賃金改定の目安について（諮問）（写）」を御覧ください。6 月 25 日

に、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に地域別最低賃金額改定の目安について、例年同様、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び所謂、骨太の方針に配意し審議をお願いする旨の諮問が行われました。目安の答申時期につきましては、7月下旬頃には答申がなされるものと予想しているところであります。目安の決定においては、最低賃金決定の3要素の他にその時々事情も考慮されており、その1つに政府方針があります。今年の政府方針の状況ですが、去る6月21日に、「成長と分配の好循環」及び「賃金と物価の好循環」を実現することを目指す中、物価上昇を上回る所得を実現し、来年以降に物価上昇を上回る賃上げを定着させるための計画として「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」、所謂「骨太の方針」に政府としての考え方が示されたところです。本日、資料番号3に「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」を、資料番号4に「経済財政運営と改革の基本方針 2024」を用意いたしました。両者は多少の表現の違いはありますが、“中小・小規模企業における十分な賃上げによって裾野の広い賃上げを実現するために、更なる価格転嫁対策を進める。人手不足の中小・小規模企業に省力化投資の支援を加速する。とした上で、最低賃金に関し、「昨年、最低賃金は全国加重平均で1,004円となり、目指していた全国加重平均1000円を達成し、過去最高に引き上げ額となったこと。今年は昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払い能力の3要素を踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかり議論いただくこと。最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模企業の自動化・省力投資や、事業継承やM&Aの環境整備に取り組むこと。地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図ること」が示されました。

これらについても配慮いただき、静岡県最低賃金改正について、当審議会における審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日配布の資料について、御説明いたします。

県内の経済状況を表す資料として、資料番号5、6を用意いたしました。資料番号5「静岡県の企業短期経済観測調査結果」は、日銀静岡支店が、4月1日に公表した、いわゆる日銀短観でございます。資料番号6「最近の静岡県金融経済の動向」は、日銀静岡支店が、6月17日に発表した、本年6月の金融経済の月例報告になります。

賃金支払い状況を表す資料として、資料番号7、8を用意いたしました。資料番号7「毎月勤労統計調査 令和5年地方調査結果」は、県が5月15日に公表した、静岡県における昨年の1年分の速報値です。8ページでは、物価等の影響も反映した定期給与の実質賃金の状況が示されております。資料番号8「毎月勤労統計調査 地方調査結果」は、県が、5月28日に発表した、毎月勤労統計調査の3月分の概要です。7ページに、定期給与の実質賃金の状況が記されております。

県内の雇用・求人の情勢を表す資料として、資料番号9と資料番号10を用意いたしま

した。資料番号9「静岡県内の最近の雇用情勢」は、当局職業安定課が本日公表した5月分の県内の雇用情勢です。情勢は改善の動きに弱さがみられる。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。とされ、有効求人倍率は1.11倍で、3年4か月連続で1倍台となっております。資料番号10「主要職種別求人賃金状況(令和5年度)」は、昨年度、県内のハローワークにおいて受理した求人における賃金額で、パートタイム求人の時間額賃金とフルタイム求人の月額賃金の平均値でございます。

本年の賃金の改定状況を表す資料として、資料番号11「令和5年春季賃上げ要求・妥結速報」を用意いたしました。県が、5月7日現在で公表した本年の春季賃上げ要求と妥結状況の速報です。妥結状況は、全体の加重平均で4.64%の賃上げとなっており、昨年の同時期に比べても0.72%上がっております。

次に、労働者の生計費を表す資料として、資料番号12と13を用意いたしました。資料番号12「静岡県内政令指定都市の消費者物価指数 令和5年度平均」は、県が4月25日に公表した、県内政令指定都市における昨年度の消費者物価指数の平均値です。6ページに、最低賃金の議論で使われる「持家の帰属家賃を除く総合」の静岡市の状況が記されており、前年度比で3.1%でした。消費者物価指数の直近のデータは、次回、用意いたします。資料番号13「Bランク府県別標準生計費の推移」は、目安制度における、Bランクの府県の1人世帯を対象とした、標準生計費の推移を一覧表にしたものでございます。

次に、最低賃金の審議の資料として、毎年この時期行っております、実態調査の概要について、資料番号15「最低賃金の実態調査に関する概要」を入れております。「1.賃金改定状況調査」の調査結果は、中央最低賃金審議会における目安審議の参考とされており、賃金の改定状況の調査です。「2.最低賃金に関する基礎調査」の調査結果は、地方最低賃金審議会における改定審議の参考とするもので、賃金分布や未満率、影響率などを示す資料となります。どちらも現在調査を実施している最中です。調査結果につきましては、今後の審議会で御報告いたします。

次に、最低賃金の引き上げ幅が大きくなる中、中小企業への支援の状況として、資料番号16「中小企業支援の概況」にまとめました。表の上段、「専門家派遣、相談等支援事業件数」は、配布資料にリーフレットを入れさせていただきましたが、静岡県働き方改革推進センターでの対応件数を示しています。センターは、賃上げに対する対応の他、働き方改革や同一労働同一賃金への対応などへの相談や支援策の利用などの相談に対応しており、件数は最低賃金に関するだけでなく、様々な相談を含んだ、対応件数となっております。表の下が、「業務改善助成金」の申請件数になっています。昨年、本審議会からの答申に、中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げに係る支援策の強化を求める付記がなされました。報告も兼ね説明させていただきます。最低賃金に直接的に関連する助成金に「業務改善助成金」がありますが、昨年度、中小企業への支援に対する要望を踏まえて、8月末に拡充を行い、表にありますとおり、前年度の2.5倍近くの申請をいただきました。本年度も引き続き制度を続けておりますが、配布資料としてリーフレットを入れさせていただきました。業務改善助成金の周知、利用促進につきましては、年度初め

から取り組んでおり、労使のいろんな機関に御協力をいただきました。大変ありがとうございました。

業務改善助成金の他にも各種支援策については配布資料のとおりです。中小企業庁とも連携し周知広報に努めたり、価格転嫁への取り組みについても関係機関と連携して取り組んでおります。

最後に、静岡労働局長と当審議会長あてに最低賃金審議に係る要請を3件いただきましたので報告いたします。

資料番号17「歴史的な物価高騰と過去最長の実施賃金低下のもとで最低賃金1500円以上への引上げと全国一律制を求める要請書」を御覧ください。こちらは、6月4日に全労連東海北陸地方協議会から提出された要請書です。

資料番号18「静岡県最低賃金引き上げと最低賃金審議会の公正な運営を求める要請書」を御覧ください。こちらは、6月26日に静岡県労働組合評議会から提出された要請書です。要請時に、「静岡県の最低賃金を1,500円以上にすることを求める要請」書が4,857筆、提出されており、本日、審議会場の公益委員の後ろの方に置かせていただきましたので、後ほど御覧ください。

資料番号19「最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明」を御覧ください。こちらは、6月26日に受領した静岡県弁護士会からの声明文です。

以上が関係省庁等から公表されたもの、あるいは抜粋をした資料となります。

なお、審議会は、最低賃金の改正について調査審議を行う場合、最低賃金法第25条第5項の規定に基づき、意見公示を行うこととなっております。そのため、意見締切日を7月19日金曜日とする意見公示を本日举行することを申し添えいたします。

説明が長くなってしまいましたが、私からの説明は以上でございます。

公益代表委員（畑会長）

ありがとうございました。ただ今の説明について何か御質問ございますか。

よろしいでしょうか。

ただいま御説明いただいた資料の、労働団体からの要請文において、意見陳述についての御要望がありました。この要請文や、これから行われる意見公示に基づき提出される意見書など、本審議会に寄せられた御意見・御要望については、このとおり、委員間で確実に共有し、審議に当たっては、その内容を検討し、真摯に受け止めた上で臨んできているところです。

よって、意見陳述については、今後も、審議会として必要と判断した際にその機会を設けることとすることが適切かと存じますが、いかがでしょうか。

出席委員、異議なし

ありがとうございます。

では、意見陳述に関しては、引き続き審議会として必要と判断した際に機会を設けることとしますので、よろしくお願いします。

次に3つ目の議題である「静岡県最低賃金専門部会の設置」についてです。

先ほど、静岡労働局長から静岡県最低賃金改正決定について諮問を受けましたので、最低賃金法第25条第2項により静岡県最低賃金専門部会を設置し、公、労、使、各側3名の計9名の委員で審議を行うこととなります。

それでは、事務局から専門部会委員の選任手続きについて説明してください。

事務局（佐藤賃金指導官）

専門部会の委員につきましては、選任のため、本日、最低賃金審議会令第6条第4項の規定に基づき推薦公示をいたします。推薦締切日は7月12日(金)を予定しております。

公益代表委員（畑会長）

何か御質問ありますか。

では、所要の手続きをよろしくお願いします。

次に、4つ目の議題である「最低賃金審議会令第6条第5項の適用」について審議します。

最低賃金審議会令第6条第5項では、「審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」旨規定されています。

本審議会では、例年この条項を適用し、専門部会が全会一致になった場合は、本審議会も全会一致になったとして取り扱うことを御承認いただいておりますが、本年も例年と同様とすることによろしいでしょうか。

出席委員、異議なし

ありがとうございました。

それでは、議事の5番目、「審議日程」についてです。

事務局から説明してください。

事務局（佐藤賃金指導官）

それでは、今後の審議の日程について御説明します。

資料番号20「静岡県最低賃金の改正審議日程（案）」を御覧ください。今後の日程について、案としてお示ししております。委員の皆様の御都合等を調整したうえで作成いたしました。候補日時についての事務局（案）でございますが、本日の審議会の中でお決めいただきたいと思います。

公益代表委員（畑会長）

御意見がございましたらお願いいたします。
それでは、概ね例年どおりであり、事前に調整済ということですので、よろしいでしょうか。

出席委員、異議なし

公益代表委員（柳川委員）

1点確認ですが、専門部会1回目と2回目の日にちが同じとなっています。

事務局（佐藤賃金指導官）

大変失礼いたしました。専門部会2回目は7月30日火曜日、午後1時30分からでございます。

公益代表委員（畑会長）

御指摘ありがとうございました。そのように修正してください。

事務局（佐藤賃金指導官）

不備があり、申し訳ございませんでした。
それでは念のため確認させていただきます。

本審については、

第392回本審「目安伝達ほか」7月26日（金）午前10時

第393回本審「答申ほか」8月5日（月）午前10時

第394回本審「異議審ほか」8月21日（水）午前10時

専門部会については、

第1回専門部会7月29日（月）午後3時

第2回専門部会7月30日（火）午後1時30分

第3回専門部会8月1日（木）午後1時30分

第4回専門部会8月2日（金）午前10時

です。

開催場所は、本審については本日と同じ静岡地方合同庁舎4階共用大会議室、専門部会については第1回と第2回が静岡労働局地下会議室、第3回と第4回については静岡地方合同庁舎4階共用大会議室となります。

公益代表委員（畑会長）

ありがとうございました。

短期間での集中審議となりますので、皆様、格別の御協力をお願いします。

審議日程に関連して、事務局で何かありますか。

事務局（佐藤賃金指導官）

今、御確認いただいた各会議について、「公開・非公開」をお決めいただきたいと思います。具体的には、7月26日（金）開催予定の第392回本審、8月5日（月）開催予定の第393回本審、8月21日（水）開催予定の第394回本審の3つの本審について、併せて、7月29日（月）開催予定の第1回専門部会についてもよろしくお願ひいたします。

なお、専門部会の「公開・非公開」については本来専門部会でお決めいただくのですが、専門部会が、自身の初回の「公開・非公開」について、あらかじめ自ら決めることができませんので、この本審でお決めいただくことをお願ひするものです。

公益代表委員（畑会長）

ありがとうございました。

公開・非公開について規程を確認したいと思います。

事務局から説明願ひます。

事務局（佐藤賃金指導官）

会議の公開については、資料番号2の審議会運営規程を御覧ください。

第6条第1項に、「会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。」と規定されています。

また、議事録についてですが、審議会運営規程第7条第1項に、「会議の議事録については、議事録を作成するものとする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。」と規定し、同条第2項に、「議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする」と規定されています。

公益代表委員（畑会長）

会議の公開については、今年の3月に行った390回の本審で、公益委員としては、審議の透明性を確保すべく3者が集まる場では公開に向けて進めていきたいことと労使各側の委員の皆様にも検討いただくようお伝えし、本審議会に先立って、事務局に労使各側の委員に意見を伺ってもらいました。各委員の皆様の御意見を踏まえると、「本年度は、率直な意見の交換を確保して審議に集中するために、金額審議や表決が行われる本審と専門部会については、今までどおり非公開としたい」と思いますが、皆様、いかがでしょうか。

出席委員、異議なし

ありがとうございました。

公開・非公開については、今後も引き続き検討したいと思います。

それでは、再度の確認となりますが、各本審と1回目の専門部会の公開・非公開について、個別にお諮りいたします。

7月26日の第392回本審については、「目安の伝達」であり、金額審議が行われませんので、原則どおり公開でよいと思いますが、いかがでしょうか。

出席委員、異議なし

ありがとうございます。

次に、第393回本審、議事は「県最賃の改正決定等」ですが、県最賃の改正決定の最終的な審議や特定最賃の必要性の審議が行われることを考えると、各委員の率直な意見交換や議論を確保することが必要な場であることは確かであり、昨年同様、非公開の取り扱いが適当と存じますが、いかがでしょうか。

出席委員、異議なし

ありがとうございます。

それでは、8月5日の第393回本審は、運営規程第6条第1項ただし書きの規定を適用し、非公開といたします。

次に、8月21日の第394回本審についてです。

議事は「異議に対する審議等」ですが、こちらも議事内容を勘案し、委員率直な意見を確保するために、非公開が適当と存じますが、いかがでしょうか。

出席委員、異議なし

ありがとうございます。

それでは8月21日の第394回本審は、運営規程第6条第1項ただし書きの規定を適用し、非公開といたします。

最後に、7月29日開催の第1回専門部会ですが、こちらも、金額審議が行われることを考えると、各委員の率直な意見交換や議論を確保するために、議事は「非公開」が適当と存じますが、いかがでしょうか。

出席委員、異議なし

ありがとうございます。

それでは、第1回専門部会につきましても、議事は「非公開」といたします。それでは、事務局は以上の「公開・非公開」に沿って、所要の準備をお願いします。

議事の最後になります。「その他」ですが、委員の皆様、事務局から何かありますか。

事務局（佐藤賃金指導官）

議事内容ではないのですが、御案内がございます。

次回、第392回本審についてですが、7月26日（金）午前10時から、本日同様、静岡地方合同庁舎4階共用大会議室にて開催いたします。委員の皆様におかれましては、案内通知をメールいたしますので、出欠確認のほうもよろしくをお願いします。

公益代表委員（畑会長）

委員の皆様、ほかに何かありますか。

ないようでしたら、これで終了します。皆様、お疲れさまでした。